

土木学会選奨土木遺産の利活用に関する基礎的研究 その3

—北海道地方を対象として—

A Basic Study on the Utilization of Civil Engineering Heritage (Part 3)

Case Study on Hokkaido Region

○中尾友哉¹, 天野光一², 西山孝樹²

*Tomoya Nakao¹, Koichi Amano², Takaki Nishiyama²

In this study, we investigated the utilization status of 46 civil engineering heritage sites in the Hokkaido region. As a result, only 17 cases were introduced on the homepage, and some kind of utilization was made as a tourism resource.

1. はじめに

土木学会では、歴史的土木建造物の保存に資することを目的とし、土木学会選奨土木遺産を認定しているが、現状の活用手法については明らかになっていない。

2. 研究方法

そこで本研究では、インターネットを用いて、土木建造物の現状や活用事例を調査したうえで、KJ法を用いて類型化を行った。なお、本稿では2000(平成12)年から2020(令和2)年に認定された北海道地方の「土木学会選奨土木遺産(計46件)」を対象とした。

3. 研究結果

北海道地方46件の土木遺産のうち、ただ単にホームページ等で紹介されていたのは17件、詳細不明が8件であった。その一方、何かしらの利活用がなされている土木遺産は21件であることが明らかとなった。

4. 土木遺産の体験・活用

(1) イベント利用

a) 土木遺産のツアー

単一の土木遺産を巡るツアーと複数の土木遺産を巡

るツアーの2種類が存在していた。例えば、「旧北炭幾春別炭鉱・錦坑の炭鉱施設群(三笠市)」は三笠ジオパーク内で、ジオサイトの一つとして保存されていた。そして、「三笠ジオパーク推進協議会」主催の見学ツアーが行われていた。また、「土木学会北海道支部」主催により、「夕張新水路」、「舞鶴橋」、「滝の上発電所」といった複数の遺産を巡る見学ツアーが行われていた。

b) 後世へ顕彰の意味を込めたイベント

土木遺産そのものの価値や建設に携わった技術者の功績などを後世へ広く知らせることを目的としたイベントである。しかしながら、本稿に該当する事例は北海道地方には存在しなかった。

c) 地域と遺産のつながり

地域住民などが土木遺産に関連するイベントを催していた。「狩勝峠鉄道施設群(新得町)」では、「NPO法人旧狩勝線を楽しむ会」が主催したトロッコを塗装するイベントや写真展など、土木遺産の保全活動を実施しつつ、情報発信も同時に行われていた。

d) その他祭りなどの地域イベントの場

Table.1 本稿で対象とした北海道地方に所在する「土木学会選奨土木遺産」の利活用に関する分類結果

分類項目		合計(件数)		補足	
土木遺産の 体験・活用	(1) イベント利用	a) 土木遺産のツアー	2	10	該当の3事例はすべて同一ツアーが該当
		単一の土木遺産のツアー	2		
		複数のスポットを巡るツアー	3		
		b) 後世へ顕彰の意味を込めたイベント	0		
	c) 地域と遺産のつながり	土木遺産建設の技術の継承	0	17	遺産との関連性は低い(1件)
		土木遺産に関わる環境の保全	2		
	d) その他祭りなどの地域イベントの場	3	3	46	
	(2) 土木遺産を用いたアクティビティ	3			
	(3) グッズおよび スタンプラリー	a) 遺産に関する飲食の提供	0	3	ダムカードは2件が該当
		b) スタンプラリー・カードの配布	3		
c) 土木遺産を模したグッズ販売		0			
(4) 土木遺産を対象としたロケ地利用	1	1	8	遺産との関係性は低い(1件)	
土木遺産を 眺める	(1) ライトアップがなされているもの	1			1
	(2) 視点場および周囲の公園整備がなされているもの	7	7	11	
土木遺産を 学ぶ	(1) 土木遺産に関する資料館が存在するもの	3	3		
	(2) 見学や開放が行われるもの	8	8	25	
その他		0	0		
土木遺産の 利活用が ないもの	(1) 紹介のみ	a) 土木施設としての紹介のみ	13	17	
		b) 観光資源としてのみの紹介	4		
	(2) 活用かつHP記載無し	8	8		

1: 日大理工・学部・まち 2: 日大理工・教員・まち

本節の a) ~c) で述べてきたように、直接的に土木遺産とは関係せず、近傍の広場や橋詰広場等のスペースを活用した縁日や祭りなどのイベント3件が該当した。そのうちの1件に該当する「聖台ダム(美瑛町)」では、「聖台ダム公園」において、マラソン大会やスノーフェスティバルなどの様々なイベントが催されていたものの、土木遺産との関連は低い事例であった。

(2) 土木遺産を用いたアクティビティ

スポーツやレジャーなどのアクティビティが土木遺産そのもの、あるいはその周辺で行われていた。「旧函館本線神居古潭トンネル群(旭川市)」では、函館本線の線路跡が整備され、サイクリングロードとして利用できるようになっていた。しかし、トンネル内部の崩落により現在は通行止めになっていた。

(3) グッズ及びスタンプラリー

a) 遺産に関する飲食物の提供

土木遺産の特徴的な構造を模した飲食物が提供されたものであるが、北海道地方での該当事例はなかった。

b) スタンプラリー及びカードの配布

「ダムカード」や「ジオカード」といった個々に異なる絵柄が描かれ、収集することを前提に作成されたカードが配布されていた。「定山溪発電所施設(札幌市)」では、国土交通省が発行する「定山溪ダム」のダムカードが配布されていた。

c) 土木遺産を模したグッズ販売

土木遺産をモチーフとしたグッズの販売が該当するが、北海道地方には存在していなかった。

(4) 土木遺産を対象としたロケ地利用

土木遺産をロケ地として活用しているものが該当した。「稚内港北防波堤ドーム(稚内市)」では、半アーチ形の回廊が映画やCMの撮影等に使われ、周辺にはコンサートやイベントができる広場も整備されていた。

5. 土木遺産を眺める

土木遺産を眺めるための何かしらの整備が行われた事例が該当した。土木遺産自体をライトアップしたり、土木遺産を眺めるための視点場が整備されたりした8事例が該当した。

(1) ライトアップがなされているもの

「旭橋(旭川市)」では、土木遺産のライトアップが行われ、まちのシンボル・観光名所となっていた。

(2) 視点場および周囲の公園整備がされているもの

土木遺産を眺めるための遊歩道や公園が周辺に整備されていた。「奥沢水源地水道施設(小樽市)」では、毎年6~11月初旬に水管橋が一般開放され、「階段状溢流路」を望むことができるようになっていた。

6. 土木遺産を学ぶ

土木遺産の歴史的価値や建設された経緯などを学べるもので、11事例が該当した。

(1) 土木遺産に関する資料館が存在するもの

土木遺産に加えて、地域の歴史などを学べる資料館が整備された事例が該当した。例えば「小樽港北防波堤(小樽市)」では「小樽湾事務所」内に「みなどの資料コーナー」が設置され、一般見学者向けに資料や模型が展示されていた。

(2) 見学及び開放が行われるもの

普段は入ることができない土木遺産が見学会などで開放されたものであった。例えば、「札幌市水道記念館(札幌市)」では「藻岩浄水場見学ツアー」が行われ、藻岩浄水場の内部を見学することが可能であった。

7. その他

ここまで述べてきたものと異なる活用方法が該当するが、北海道地方には存在しなかった。

8. 土木遺産の利活用がないもの

土木遺産としての活用は見られず、自治体などのホームページで紹介のみが行われている事例が該当した。

(1) 紹介のみ

単純に土木遺産の存在をPRをしているものと観光資源として紹介している2通りに分類した。

a) 土木施設としての紹介のみ

すべての土木遺産では、歴史や意匠の解説、遺産の現状について解説され、13事例が該当した。

b) 観光資源としてのみの紹介

自治体の観光課や観光協会のホームページに記載されている4事例の土木遺産が該当した。例えば、「十勝川千代田堰堤(池田市)」はサケの大量遡上が見られるスポットであることから、「池田町観光協会」のホームページに観光資源の1つとして記載されていた。

(2) 活用かつHPの記載なし

ホームページでの紹介がなく、土木遺産の活用もされていないものは8件が該当した。

9. まとめ

本研究では、北海道地方の土木遺産が本来の機能を超えてどのような利活用がされているかを調査した。何かしらの利活用がみられた土木遺産では、ツアーの実施や見学会実施時に構造物内を開放するなど、地域との連携や体験を伴う活用が多く存在した。また、雄大な風景と土木遺産を共に眺めるために視点場が整備されていたのは北海道地方の特徴であると考えられる。

参考文献

- [1] 土木学会：土木学会選奨土木遺産ホームページ
<http://www.jsce.or.jp/contents/isan/>, 2020.7.3 閲覧。